

「指定ごみ袋」制度の導入について

■導入の目的：ごみ出しルールを記載するとともに、町会名記入欄を設けたごみ袋を指定することで、ごみ出しマナーの向上と分別の促進により、ごみの減量化を図るもの

■対象とするごみ：青森地区の家庭系可燃ごみ
※浪岡地区は黒石地区清掃施設組合の指定ごみ袋で排出

■導入予定：
○平成27年10月頃から店頭での販売を開始予定
○平成27年11月1日から指定ごみ袋での排出を可能とする
○平成28年3月31日までの移行期間を設け、これまでの青色半透明のごみ袋での排出も可能とする

■指定ごみ袋の概要：下記の仕様・規格に基づき、市に登録した製造業者が製造（6月に仕様を公表し、順次、市へ登録手続及び製造開始）

- 色：黄色半透明（印刷文字は黒色）
- 容量：45ℓ、30ℓ、20ℓ、10ℓ
- 形状：平袋またはU型袋
- 素材：高密度ポリエチレンまたは低密度ポリエチレン
- 厚さ：サイズ及び素材により最低限の厚さを市が指定（厚さにより価格が異なることから、他自治体や製造業者からの意見等を参考に、強度等を確保できる規格とする）

■検討経緯：
○「青森市ごみ問題対策市民会議」からの意見聴取
○「住みよいくリーンな青森市を考える審議会」からの意見聴取
○他都市事例調査及び製造業者からの情報収集・サンプル入手 など

■市民説明：継続的な情報提供を予定

- 町会を通じた説明会の開催
 - ・青森地区の全町会を対象に説明会を開催予定（8月～9月）
- 広報あおもり等での周知
 - ・「広報あおもり」に7月から連続的に関連記事を掲載予定
 - ・「青森市ホームページ」を活用した情報提供
- 新聞広告等の掲載による周知 など

■その他：
○平成27年11月1日からの移行期間開始後におけるごみ収集場所での排出状況調査の実施
○調査結果を踏まえたごみの出し方及び減量化・資源化に係る意識啓発
○ごみ排出量の状況把握と随時の情報提供 など